


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>高齢者在宅サービスセンターは、介護保険法に定められている介護予防通所介護と通所型介護予防事業を高齢者在宅サービスセンター条例で定めて実施しており、規則において利用の申請等必要な事項を定めている。介護保険法の一部改正により当該条例の一部改正を行ったため、規則についても所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①「介護予防通所介護」及び「通所型介護予防事業」に係る該当条文及び様式を削除し、削除した様式については、市長が別途定めるよう改めた。</p> <p>②附則において、介護予防通所介護及び通所型介護予防事業の利用の申請及び承認等に関する経過措置を規定する。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年2月 第1回市議会定例会において「東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例」議決。 平成27年3月 文書課において審査済 						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。